

総行行第489号
令和7年10月31日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い)
各指定都市担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（通知）

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁に関する配慮について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務については、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け総行行第439号総務省自治行政局行政課長通知、同日付け環循適発第2409302号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のために必要な措置の実施について通知したところですが、この度、環境省において当該通知を受けた市区町村の対応状況等が別紙のとおり取りまとめられましたので、送付いたします。

貴職においては、改めて当該通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

環循適発第 2510313 号

令和 7 年 10 月 31 日

総務省自治行政局行政課長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について（依頼）

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、昨年通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

この度、9 月 30 日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査（以下「本調査」という。）を実施し、本調査結果を踏まえた留意事項について、別添のとおり取りまとめました。

9 月 30 日付け通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において本調査結果も踏まえ、9 月 30 日付け通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

事 務 連 絡

令和 7 年 10 月 31 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 7 年 5 月 30 日付け当課事務連絡にて依頼いたしました調査（以下「本件調査」という。）においては、御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、昨年通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

本件調査の結果につきまして、別添のとおり送付するとともに、本件調査結果を踏まえた留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので、貴部（局）におかれては、9 月 30 日付け通知を踏まえ、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、改めて 9 月 30 日付け通知の趣旨及び内容について、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、環境省では、9 月 30 日付け通知を受けた市町村の対応状況等について、今後もフォローアップ調査を行うことを予定している旨申し添えます。

記

1. 9月30日付け通知の趣旨について

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれ、加えて、他産業との人材確保の競争が厳しくなる中、地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な一般廃棄物処理業の担い手を確保することは喫緊の課題であり、将来にわたって廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要である。

そのためには、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、市町村において適切に予定価格を作成することが求められる。

これらの考えの下、関連指針、通知等を踏まえ、9月30日付け通知は、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめたものである。

2. 市町村が条例で定める処理手数料について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する手数料をいう。以下同じ。）について、適正な価格転嫁のための適切な環境整備を「行っていない」と回答したのは、668市町村であった。

廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされており、したがって、9月30日付け通知記1においては、「一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい」としているものである。

「行った」及び「行う予定」と回答した中には、廃棄物担当者会議及び廃棄物処理委員会を年数回実施し、適宜見直しを実施している市町村や、企画部門・財政部門を中心に受益と負担の見直しを行い、条例改正案を提出予定としている市町村も見受けられたところである。このような取り組みを参考にいただき、適切な環境整備をお願いしたい。

3. 9月30日付け通知発出以降の対応について

市町村における主たる一般廃棄物の収集の委託（廃棄物処理法第6条の2第2項の委託をいう。許可業者への委託も含む。以下同じ。）案件¹について以下の調査を行った。

(1) 契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、一般廃棄物処理業務の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について調査したところ、交渉があった（受託者若しくは市町村又はその双方から交渉の申入れを行った）と回答した市町村は、415市町村であった。

受託者との契約に当たり、公表資料を用いる等、合理的な根拠を基に受託料に関する交渉を行うことはもちろん、契約期間内においても対応が求められており、9月30日付け通知記2(3)においては、「物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

(2) 受託料の引き上げを行ったかについて

(1)において交渉があったと回答したうち、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて調査したところ、145市町村が「行った（満額受け入れた）」と回答し、162市町村が「一部行った（満額は受け入れなかった）」又は「行わなかった」が合理的な理由を説明した旨回答があった。

一方、「一部行った（満額は受け入れなかった）」又は「行わなかった」が合理的な理由を説明しなかった旨回答したのは38市町村であった。

9月30日付け通知記2(1)においては、「受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。」としており、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について、仮にこれを満額受け入れない場合は、委託を行う市町村において、その根拠や合理的な理由を説明することが求められるものである。

¹ 市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件をいう。

(3)労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

(1)において交渉があったと回答したうち、労務費上昇の理由の説明や根拠資料として受託者に求めた公表資料等については、127 市町村が公表資料等に基づくものとしなかった旨回答があった。

その理由について確認すると、「収集運搬委託業務については複数年契約（３年）としているが、毎年度、発注者が労務単価等を見直し設計金額を改めて変更契約を締結することで、適正価格の確保に努めている。なお価格決定プロセスに受注者は関与しておらず、また資料を求めている。」との回答もあり、公表資料等に基づくものとしなかった旨の回答があったことのみをもって、９月３０日付け通知の趣旨に反するものではない。９月３０日付け通知記２(1)においては、「発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる・・・公表資料に基づくものとする。」としているところであり、入札・契約手続の運用においては、９月３０日付け通知記２(1)に例示したような公表資料を十分に踏まえた対応が求められる。

(4)価格転嫁の条項の有無について

委託の契約を行っているとは回答した 1,689 市町村について、一般廃棄物処理業務の契約について、受託者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合に、その可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて調査したところ、「はい」又は「入っていないが、他の手法により配慮をしている」と回答した市町村が 1,173 市町村であった。

９月３０日付け通知記２(1)においては、「受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用においては、受託者への配慮についても留意された。

(5)適切な予定価格の作成について

委託の契約を行っているとは回答した 1,689 市町村について、一般廃棄物処理業務の契約について、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて調査したところ、「はい」と回答したのが 1,352 市町村であった。その回答の詳細について確認すると、「運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数、厚生労働省が公表している就労条件総合調査の法定外福利費を参考とし設定している。なお、燃料油は設計時の市の油種別契約単価を参考とし設定

している。」旨の回答があった一方、「いいえ」の回答として、「毎年定額となっている。」旨の回答があったところである。

9月30日付け通知記2(2)においては、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成」等の適切な対策を講ずることが求められるとした上で、「一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。」としているところである。例えば、各都道府県の地域別最低賃金額の改定については、例年10月頃に発効することから、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しての積算を行うに当たっては、その都道府県別の最低賃金の上昇率等も反映した額等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成されたい。

4. 9月30日付け通知の周知等について

9月30日付け通知の周知等について、「行った（契約担当部局や財政担当部局も含めて全庁的に）」と回答したのは、325市町村であった。

9月30日付け通知記3においては、「一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、・・・契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。」としているものである。

「行っていない」と回答した市町村はもちろん、「行った（廃棄物行政主管部局のみ）」と回答した市町村においては、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応をお願いしたい。

なお、令和7年度地方財政計画²においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に600億円が計上（前年度比+300億円。普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ。）されているところである。

5. 9月30日付け通知の記載内容について

9月30日付け通知を発出以降、9月30日付け通知において踏まえている「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」等について、次のとおり更新等なされているものもあるため、9月30日付け通知を踏まえた必要な措置の実施等に際しては、これらも踏まえて対応されたい。

² 令和7年度地方財政計画の概要（<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>）参照

(1) 9月30日付け通知記2(2)の記載について

9月30日付け通知記2(2)においては、「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「令和6年度基本方針」という。）第2「4」関係として、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。」と記載しているところであるが、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」³（以下「令和7年度基本方針」という。）第2「4」においては、これに加え、「特に、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこととする。また、複数年度にわたる契約については、入札の際に作成する予定価格に期中の価格変動を適切に見込む必要があることに留意する。」とされている。

(2) 9月30日付け通知記2(3)の記載について

9月30日付け通知記2(2)においては、令和6年度基本方針第2「4」（5）関係として、「物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。」と記載しているところであるが、令和7年度基本方針第2「4」（5）においては、これに加え、「主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。」及び「価格交渉促進月間のフォローアップ調査⁴において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」⁵を参考にして発

³ <https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250422001/20250422001.html>

⁴ 中小企業庁実施 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>)

⁵ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日、内閣官房・公正取引委員会）(<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>)

注者として行動し国等から少なくとも年に 1 回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。」とされている。

なお、経済財政運営と改革の基本方針 2025⁶においては、「中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化・・・に取り組む。」とされている。

(3) 9 月 30 日付け通知記 2 (3) の記載について

9 月 30 日付け通知記 2 (2) においては、「令和 6 年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に 300 億円が計上（普通交付税の単位費用措置を 3 % 程度引上げ）されているところである。」と記載しているところであるが、令和 7 年度地方財政計画においては、本事務連絡記 4 のとおり、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に 600 億円が計上（前年度比 + 300 億円。普通交付税の単位費用措置を 3 % 程度引上げ。）されている。

⁶ <https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2025/decision0613.html>



「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」を踏まえた対応に係る調査結果

令和 7 年10月31日

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

本調査の概要

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、環境省においては、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和6年9月30日付け環循適発第2409302号）。以下「9月30日付け通知」という。）を発出したところである。

環境省では、9月30日付け通知を受けた市町村の対応状況等についてフォローアップ調査を実施した。

（調査対象）

全国1,741市区町村（回収率100%）

（調査時点）

令和7年5月30日時点

市町村が条例で定める処理手数料※について

※廃棄物処理法第7条第12項に規定する手数料をいう。

市町村が条例で定める処理手数料について

適正な価格転嫁のための適切な環境整備について

市町村が条例で定める処理手数料に関して、労務費、原材料費、エネルギーコストが適正に転嫁されるよう、市町村において必要に応じて適切な環境整備を行っているかについて質問した。

環境整備	集計	詳細（一部抜粋）
行った	249	● し尿処理手数料については、令和5年度に条例改正を行い、令和7年度までに段階的に引き上げを行った。 ● 廃棄物担当者会議及び廃棄物処理委員会を年数回実施し、適宜見直しを実施している。 ● 令和7年4月1日に、搬入ごみの処理手数料を変更し、粗大ごみの収集手数料についても、品目によって手数料は異なるが変更した。
行う予定	169	● 昨年度から、企画部門・財政部門を中心に受益と負担の見直しを行い、本年9月議会に条例改正案（令和8年4月施行予定）を提出予定。 ● 社会情勢の変化に伴い、環境整備が必要と考えられるタイミングで手数料の変更等を行う予定。
行っていない	668	● 県労務単価及び労務費上昇への国の指針をもとに設計しているため。 ● 委託業者と必要に応じて話し合い、対応をしているため。今後も適宜話し合うことを念頭に、業者側が厳しい状況に陥ることがないよう努めたい。 ● 住民負担を上げられないため
許可業者が存在しない （直営又は委託等）	640	

1,741市町村中、1,726市町村が回答（回答率99.1%）

9月30日付け通知の周知等について

9月30日付け通知の周知等について

市町村における庁内での周知、共有の状況について

9月30日付け通知について、庁内での周知、共有の状況について質問した。

行った (契約担当部局や財政担当 部局も含めて全庁的に)	行った (廃棄物行政主管部局のみ)	行っていない
325	1,147	260

1,741市町村中、1,732市町村が回答（回答率99.5%）

市町村における周知、共有の方法について

上記設問で「行った」と回答した市町村に対して、9月30日付け通知について、周知、共有の方法について質問した。

指針の送付、供覧等	説明会や調達担当者会議の 開催等（オンライン開催含む）	その他
1,354	9	109

9月30日付け通知の周知・共有を行った1,472市町村中、1,472市町村が回答（回答率100%）

「その他」について、主な回答（市町村の回答（自由記載）から一部抜粋）

- 予算編成の際に説明
- 予算要求時に財政部局へ説明
- 契約担当部署からの情報共有

9月30日付け通知の周知等について

市町村における周知・共有の状況と対応方針について

P.5の上段の設問で「行っていない」と回答した市町村に対して、9月30日付け通知について、周知、共有を行っていない理由と、今後の対応方針について質問した。

理由	今後の対応方針
現在、周知、共有について検討中。	庁内関係課へ供覧予定。
予算積算段階で労務費や燃料費の上昇分を含めており、事業者側の見積もりにおいても、費用の上昇分を反映させた上で作成していることから、特段周知・共有を行っていない。	理由で説明した通り、今後も適切な労務費や燃料費となるよう対応を行っていく。
現在のところ、特に必要性が無い。	債務負担行為の範囲内で、双方協議の上、毎年度、上昇分を反映している。
財政または契約等を所管する省庁においても、情報の周知が図られているものと認識してしまっていたことから、共有を行っていなかった。	速やかに指針を財政及び契約担当課へ送付し、情報共有を行います。
内容について、深く認識できていなかったため。	関係部署と内容を共有する。
該当する委託業務がないため。	今後、民間事業者への委託の可能性もあるので、周知を行う。
現況においては必要性を感じていないため。	最新の情勢を鑑み、必要性に応じて検討を行う。
賃上げや物価高騰への影響に関する周知が、財政担当部署から全庁的になされていたため。	今後は、予算編成時等において、契約及び財政担当部署と情報共有を図り、全庁的に周知する。
契約書内に価格変更条項があるため、特に周知は行っていない。	対応方針は変わらない。

9月30日付け通知発出以降[※]の対応について

※令和6年9月30日から令和7年5月30日までの期間

9月30日付け通知発出以降の対応について

契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件の契約（以下「主な一般廃棄物収集委託の契約」という）の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。

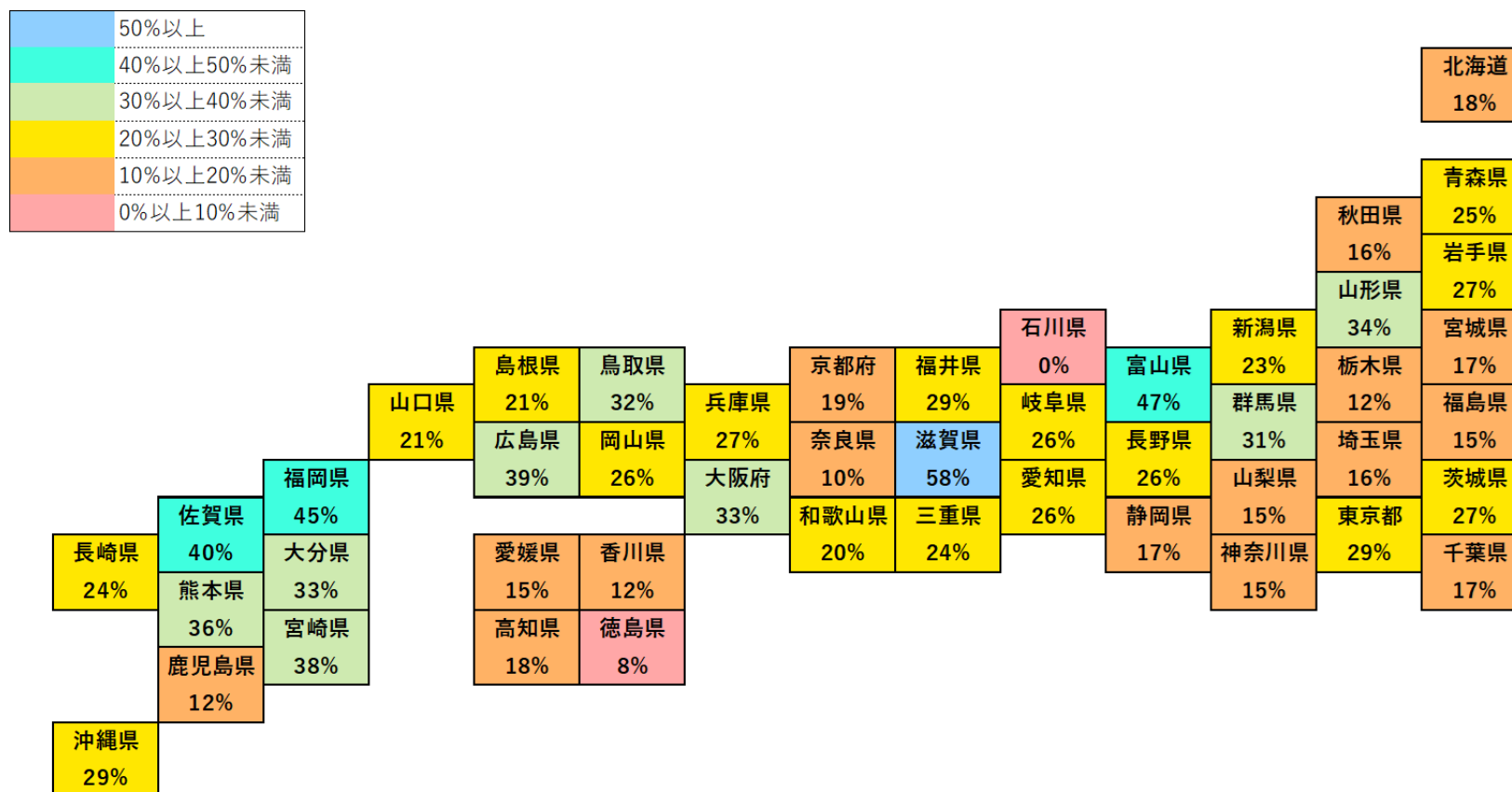
あった （受託者から 申入れを行った）	あった （市町村から 申入れを行った）	あった （受託者及び市町村 から申入れを行った）	なかった
171	104	140	1,298

1,741市町村中、1,713市町村が回答（回答率98.4%）

9月30日付け通知発出以降の対応について

契約※の受託者と受託料に関する交渉について

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数の割合について、以下図のとおりまとめた。



9月30日付け通知発出以降の対応について

労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

P.8の設問で「あった」と回答した市町村に対して、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受託者に求めた場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づくものとしたかについて質問した。

公表資料の有無	集計	詳細（一部抜粋）
はい （具体的な資料 について記載）	227	● 町から昨今の情勢を踏まえた人夫賃、車両借上料、燃料単価等の見直し案を提示し、それについて受託者から了承を得た。 ● 都道府県最低賃金上昇率を参考に労務費の積算を行っている。 ● 事務組合が積算根拠としている都道府県土木工事・委託業務設計の労務単価 ● 公共工事設計労務単価における関連職種の単価 ● 当該契約の業務仕様書及び物価変動に基づく改定要領の規定に基づき、委託料改定確認資料の確認を受託者に求め、その内容について了承を得る旨回答書を収受した。 ● これまで据え置きとなっていた委託料の単価を都道府県の公共工事労務設計単価に基づき上昇した。
いいえ （理由について 記載）	127	● 通知の有無に関わらず契約の受託者と受託料に関する交渉については毎年行っており、発注者側にて当該公表資料等に基づく（労務費上昇分を反映した）労務費を踏まえているため、当該資料を受託者に求めている。 ● 収集運搬委託業務については複数年契約（3年）としているが、毎年度、発注者が労務単価等を見直し設計金額を改めて変更契約を締結することで、適正価格の確保に努めている。なお価格決定プロセスに受注者は関与しておらず、また資料を求めている。 ● 受託者は、最低賃金や物価の上昇を契約額の増額の理由としていたが、その根拠となる公表資料を示さなかったため。
その他（労務費上昇 に係るものでない等）	61	

交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回答率100%）

9月30日付け通知発出以降の対応について

受託料の引き上げを行ったかについて

P.8の設問で「あった」と回答した市町村に対して、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。

行った (満額受け入れた)	一部行った (満額は受け入れなかった)		行わなかった		協議の内容が 価格に関する ものではな かった	その他
	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし		
145	142	26	20	12	4	66

交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回答率100%）

「その他」について、主な回答（市町村の回答（自由記載）から一部抜粋）

- 受託者から具体的な金額が提示されたのではなく、物価高騰による相談だったため、双方協議したうえで決定した。
- 初回交渉では、具体的な資料提示はなかったため、今後、客観的な資料が提示され次第、協議を継続して行うことを委託業者と確認した段階。

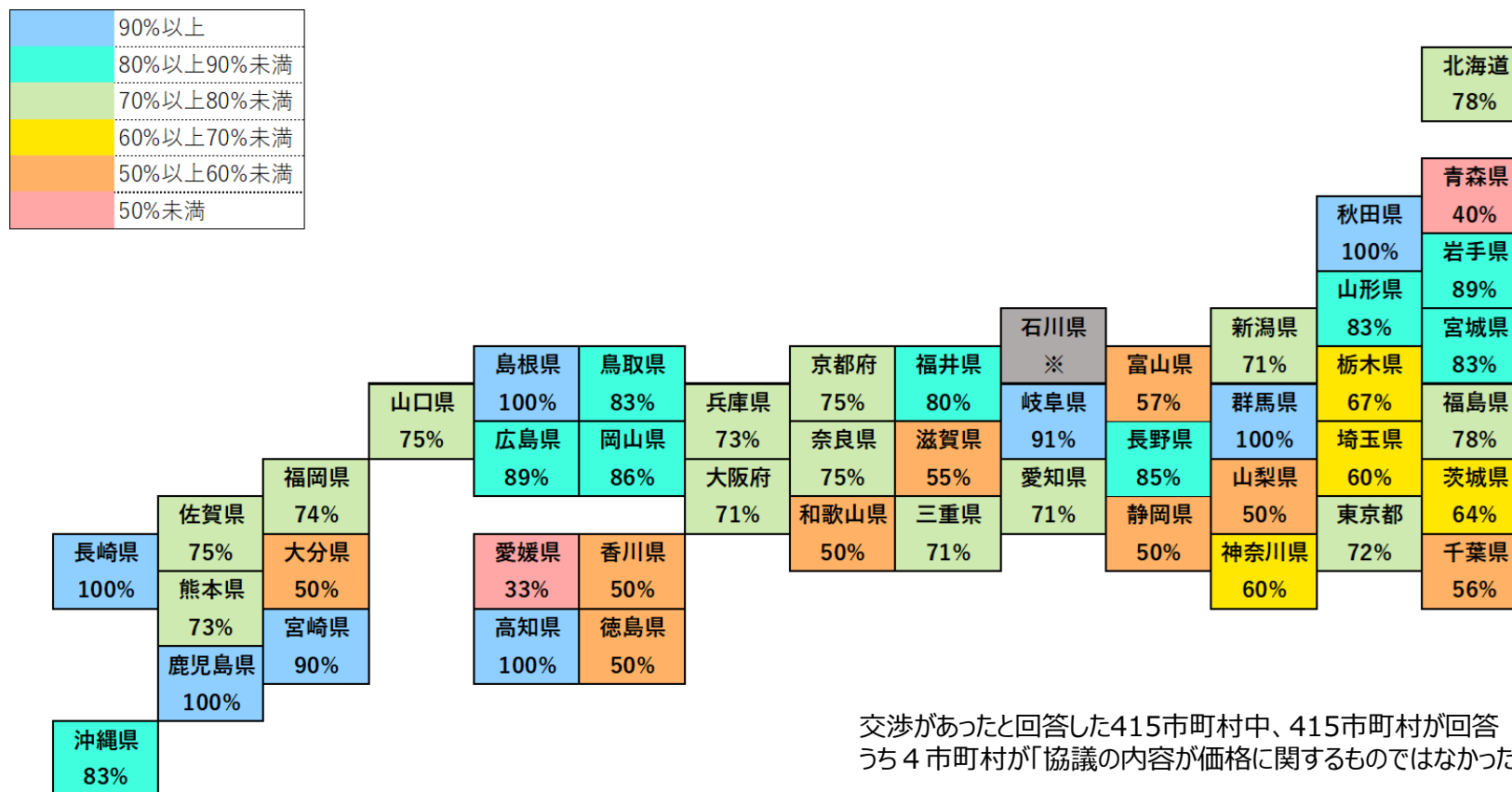
「行わなかった（根拠や合理的な理由を説明しなかった）」について、主な回答（市町村への聞き取り）

- 受注者、発注者共に価格転嫁への理解が不十分であったため、今後受託者と協議を行う上で、それらの資料の必要性についても協議することとした。

9月30日付け通知発出以降の対応について

受託料の引き上げを行ったかについて

各都道府県ごとに、P.8の設問で「あった」と回答した市町村数のうち、P.11の設問で委託料の引き上げを行った又は一部行った・行わなかった（合理的説明あり）市町村数の割合について、以下図のとおりまとめた。



交渉があったと回答した415市町村中、415市町村が回答（回答率100%）
うち4市町村が「協議の内容が価格に関するものではなかった」と回答

※P.8の設問が0%であるため算出せず

各都道府県の割合の算出式（小数点第一位四捨五入）

$$= \frac{(\text{各都道府県のP.11の設問で「委託料の引き上げを行った」、「一部行った（合理的説明あり）」、「行わなかった（合理的説明あり）」と回答した市町村数})}{\{(\text{各都道府県のP.8の設問で「あった」と回答した市町村数}) - (\text{「協議の内容が価格に関するものではなかった」と回答した市町村数})\}} \times 100$$

9月30日付け通知発出以降の対応について

適切な予定価格の作成について

主な一般廃棄物収集委託の契約について、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて質問した。

適切な 予定価格	集計	詳細（一部抜粋）
はい （具体的に参考にしたものについて記載）	1,352	● 必要な経費は見積書にすべて記載をいただいている。 ● 過年事業者への需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格をヒアリングを積算の一資料とした。 ● 公共労務単価を参考に労務費を積算している。 ● 運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数、厚生労働省が公表している就労条件総合調査の法定外福利費を参考とし設定している。なお、燃料油は設計時の市の油種別契約単価を参考とし設定している。 ● 需給の状況及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算 ● 経団連の春季労使交渉の賃金引上げ率、受託者の財務実態調査、塵芥車の購入見積、受託者の収集作業実態実地調査、最新の公共工事設計労務単価など
いいえ （理由について記載）	323	● 受託者から協議があった場合、その都度対応することとしている。 ● 契約年数5年間の長期継続契約であるため契約締結時から契約金額の見直しは実施していない。 ● 業者からの見積によって契約しており、単価の変動箇所に関しては内容を確認しているが需給の状況や、原材料、人件費等の実情は考慮していない。 ● 収集委託が可能な業者が1社しかないため、1社随意契約としており、契約更新時に物価高騰による経費の上昇を反映された見積書の提出があり、ヒアリングにおいて妥当なものと判断し契約に至っている。 ● 毎年定額となっている ● 受託者からの提案を受け、類似業務担当部局（広域行政事務組合）の状況も参考に、財政部局と協議のうえ設定している。

委託の契約を行っている1,689市町村中、1,675市町村が回答（回答率99.2%）

9月30日付け通知発出以降の対応について

価格転嫁の条項の有無について

主な一般廃棄物収集委託の契約について、受託者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて質問した。

条項の有無	集計	詳細（一部抜粋）
はい	644	
入っていないが、 他の手法により 配慮をしている （詳細について 記載）	529	● 従来から、受託者から契約金額の変更について申出があった場合は、早急に両方で協議することとしているため、特に条項は設けていない。 ● 契約書の「契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者受注者両者が協議して定めるものとする。」旨の条項で対応が可能と考えている。 ● 毎年度委託金額については協議を行っている。 ● 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について契約書に具体的な記載はないが、契約金額の変更については協議により可能であることが定められており、必要に応じて協議を行っている。 ● 先方から申し出がある前に、契約金額内で処理できているかを探るようにしている。
いいえ （理由について 記載）	504	● 単年度の契約であり、毎年、都道府県や市町村が定める単価を基に積算し契約しているため、実勢価格との乖離は無いものと解している。 ● 予算管理上の対応が難しいため。 ● 約款に記載がないため。今後、県や近隣自治体の動向に注視して検討する ● 単年契約であり、契約途中での契約額の変更は考えていない。 ● 契約金額の変更の相談が委託業者から無かったため、迅速かつ適切に協議する旨の条項が入っていません。今後の対応については、この文言を追加する予定です。 ● 公共工事設計労務単価に基づき、単価設定を行っていることから契約金額の変更は想定していない。

委託の契約を行っている1,689市町村中、1,677市町村が回答（回答率99.3%）

9月30日付け通知発出以降の対応について

その他の契約の受託料の交渉について

9月30日付け通知発出以降、一般廃棄物収集委託の契約のうち、主な契約の受託者以外の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について質問した。また、「あった」と回答した市町村について、受託料の引き上げを行ったか、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて質問した。

交渉があった	交渉がなかった
163	1,513

委託の契約を行っている1,689市町村中、1,676市町村が回答（回答率99.2%）

受託者から申入れを行った	市町村から申入れを行った	受託者及び市町村から申入れを行った
123	66	106

交渉があったと回答した163市町村が回答、合計295件の回答（複数回答可）

引き上げを行った （満額受け入れた）	引き上げを一部行った （満額は受け入れなかった）		行わなかった		協議の内容が 価格に関する ものではな かった	その他
	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし	根拠・理由 説明あり	根拠・理由 説明なし		
104	118	13	20	1	0	39

交渉があったと回答した163市町村が回答、合計295件の回答（複数回答可）

